

2020年1月11日

博士論文と同一ないしは類似したテーマの論文を投稿する場合の注意喚起と推奨事項

『社会福祉学』編集委員会

【趣旨】

博士論文の執筆は研究者にとって重要な契機であり、執筆者がそれによって得られた新たな知見を学界に知らせようとすることは、基本的には認められるべきである。また、博士論文で取り扱ったテーマをさらに掘り下げ、あるいは発展させて、新たな論文を執筆することも重要である。

しかし博士論文は書籍として刊行されることもあるし、博士論文が博士号を授与された大学等の機関リポジトリでされる場合には「公開された論文」とみなすべきである。近年『社会福祉学』への投稿論文のなかでも博士論文と同一ないしは類似したテーマの投稿論文が増えつつあり、そのなかには自己剽窃やサラム出版、二重投稿などの研究倫理面での問題が危惧されるため、「受付不可」として査読に回さないケースもみられる。

そのため『社会福祉学』編集委員会は2019年7月7日と10月5日に開催された編集委員会において、「博士論文と同一ないしは類似したテーマの論文を投稿する場合の注意喚起と推奨事項」について以下のように審議し、日本社会福祉学会のHP上で公開することとしたので、該当する会員は参考にしていただきたい。

記

1.博士論文を執筆する前に『社会福祉学』に投稿し、掲載された論文の扱い

査読付き学術誌への掲載論文を執筆したことが博士論文を提出する要件となっている大学院も多いため、『社会福祉学』への投稿論文の掲載後に、掲載された論文を博士論文の一つの章などに含めて執筆することは認められる。

その場合は、「一般社団法人日本社会福祉学会機関誌編集規程」第9条(著作権)において、『社会福祉学』掲載論文の著作権は一般社団法人日本社会福祉学会に帰属すると定められているため、博士論文の刊行や機関リポジトリでの公開前に、『社会福祉学』編集事務局を通じて編集委員会の転載許可を得ていただきたい。また『社会福祉学』に掲載された論文を、博士論文の一部とする際に加筆修正をおこなった場合には、その旨を博士論文に付記することを推奨する。

2.研究倫理にかかわる注意喚起

(1)自己剽窃についての注意喚起

他人の論文の多くの部分を、適切な引用をせずに、自分のものであるかのように転用することは盗用(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会 2015:52)、同様に部分的に転用することは剽窃とされるが、すでに自分が書いた論文の一部を、適切な引用をせずに他の論文で転用することは「自己剽窃」とされるので、注意していただきたい。

(2) サラミ出版についての注意喚起

「サラミ出版」とは、「一つの研究を複数の小研究に分割して細切れに出版すること」であり、業績の水増しなどの問題があるので、注意していただきたい(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会 2015:70)。

(3) 二重投稿についての注意喚起

「二重投稿」とは、「著者自身によってすでに公表されていることを開示することなく、同一の情報を投稿し、発表すること」であり、投稿論文に含まれる内容の重要な部分がすでに発表されている場合は、そのことを明示する必要があるので、注意していただきたい(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会 2015:69)。編集委員会では上述の理解に「本誌または他誌に投稿中の論文」も含めて、「本質的に同一の内容の論文があるものを原著論文として投稿する」ことも、二重投稿とみなす。

3. 『社会福祉学』への投稿論文がサラミ出版や二重投稿の疑義で受付不可にならないために

(1) 博士論文が著書や機関リポジトリで全文公開されている場合

① 書誌情報と出典の明記の推奨

博士論文と同一ないしは類似したテーマを扱う論文を投稿する場合、参考文献一覧に博士論文についての書誌情報を明記し、博士論文から引用した箇所には出典を明記すること。ちなみに日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会(2015)には「博士論文に基づいた論文を投稿するときには、そのことを学術雑誌に申告することが必要である」と記載されている(2015:70)。

投稿論文に出典を明記せず、博士論文の特定の章全部ないしは一部がそのまま引き写しされている、あるいは博士論文の各章(節)の一部が混在している場合、『社会福祉学』編集委員会はその論文を二重投稿と判断し、「受付不可」とする。

② 博士論文と比較した「投稿論文のオリジナリティの担保」の推奨

リポジトリで全文公開されている博士論文の内容を一部改変して投稿する場合には、博士論文で書かれた内容に加えて、新たな「目的」ないしは「対象」「研究方法」「得られた知見」などを追加した、「オリジナリティが担保された投稿論文」であることを明記することが推奨される。

具体的には、博士論文で用いたデータの異なる集計方法による分析で得られた新たな知見の提示や、新たな史資料の発掘による新たな知見の提示などが「投稿論文のオリジナリティの担保」に該当する(ただし「博士論文と投稿論文の内容の重複」についての数値による提示はおこなわない)。

そのような場合には投稿論文中に、博士論文で執筆した内容に加えて、投稿論文で追加した内容を明記し、投稿論文のオリジナリティを明確に説明することが推奨される(博士論文と比べて投稿論文のオリジナリティが明確でない場合には、編集委員会が文書による説明を求めることがある)。

(2)博士論文の全部ないしは一部を一定期間機関リポジトリで公開しない場合

博士論文が著書や機関リポジトリで全文公開されている場合に、博士論文の一部を博士論文と同じ文言で投稿すると、二重投稿と判断されることもある。しかし学術雑誌に投稿するために、博士論文の全部ないしは一部を一定期間機関リポジトリで公開しない場合には、その限りではない。このような場合には、①機関リポジトリに博士論文の全部ないしは当該部分を掲載しない手続きを取り、②「投稿チェックリスト」の該当箇所に機関承認の手続き状況(承認状況)を記載すること。

【文献】

日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会(2015)『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』